

非配偶者間人工授精におけるAID児の出自を知る 権利に関する検討

加 藤 恵 子

はじめに

近年、不妊治療としての生殖補助医療の技術が急速に発展している。その治療の一つである非配偶者間人工授精（Artificial Insemination with Donor semen、以下「AID」という）は、60年以上前から行われている治療である。この治療は、夫に不妊がある場合ドナーの精子提供で行われる人工授精である。このAIDは、当初から精子提供者を原則、匿名で行ってきた。よって、AIDによって出生した子（以下、「AID児」という）は、遺伝上の父親を知らされないで今日まで経過してきた。AIDは、当初から子の「出自を知る権利」に関して一部で問題とする見解もあったが、精子提供者は匿名のまま実施されているのが現状である。最近になって、AID児当事者が何らかのきっかけで自分の出生方法を知ることとなり、自己の出自を知る権利を認めるとする活動が生まれている。

生殖補助医療の技術が著しく発展している現状で、不妊症の治療が進み子どもが生まれたとしても、子には何らの責任がないのにもかかわらず、子に不利益が及ぶことは極力避けなければならない。AID児が出自を知ることができないことは、子どもの人生にかかる問題である。そこで、本稿は、今日、AID児の出自を知る権利に関する問題点を明らかにした上で、この権利についての今後の方向性を検討する。

第1章 問題の所在

最近になって、自分の出生の経緯を何らかのきっかけで知ったAID児当事者が、出自を知る権利の保障を訴える活動を起こしている。生殖補助医療で生まれてきた子どもの声を、みんなに伝えたいという思いで、AID児当事者が「非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ」を立ち上げ、活動を始めている。会のメンバーの一人は「父が違うという真実より、それを母に隠されてきたことに裏切られた思いが募った。その時から、本当の苦しみが始まった。母がうそをついていたと思うと苦しかった。これまでの自分の毎日が、すべて作り物に見えてきた。精子の提供者は、誰なのか。知りたくてたまらなくなつた。一日中、落ち着かず、仕事も家事も手につかなくなつた。疲れなくなり、頭痛や肩のしびれに悩まされた。不眠症で心療内科に通うようになり、体の不調がショックから来ているとわかった。」⁽¹⁾と吐露している。AID児は、親に事実を隠されたことに裏切られた思

いや不信感を持つなど、親との関係に葛藤し、遺伝的なルーツがわからないことに苦しんだりしてきた。AID児は、こうした問題に直面している。⁽²⁾

日本では、AID児をめぐるこうした問題が指摘されつつも、現状では放置されている状況にある。特に解決が急がれている問題は、生殖補助医療の技術の急速な展開に対して、子に出自を知る権利を保障するなどの法制度が全く整備されていない点である。生殖補助医療に関して、主に厚生労働省と日本学術会議が議論をしている。その議論に出自を知る権利も含まれている。

厚生労働省審議会は、2003年に審議した「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」において、子の福祉を優先する基本的な考え方を示している。その上で、子の出自を知る権利を認める見解を、次のように述べている。

「子の福祉の観点から、精子、卵子、胚の提供により生まれた子の出自を知る権利は、精子・卵子・胚の提供により生まれた子のアイデンティティの確立などのため重要な権利である。」⁽³⁾

厚生労働省審議会は出自を知る権利が、提供者の意思によって左右され、提供者を特定することができる子と、できない子が生まれることは適当ではないとしている。これまで、提供者は匿名とされてきた。その理由としては、精子の提供を受ける側が提供者の選別を行う可能性があること。また、両者の家族関係に悪影響を与えるなどが挙げられている。⁽⁴⁾ 具体的には、AID児が後に提供者に子であると名のった場合、提供者の家族に混乱を招く。また、AIDを実施した家族では父子関係の崩壊などが挙げられるであろう。

一方で、出自を知る権利を認めると、提供者のプライバシーが守られないことになる。しかし、厚生労働省は、提供者の特定できる個人情報まで知ることがAID児にとってはより適当であるとしている。そこで、個人情報を開示することに対して了解した提供者と夫婦の間でAIDを実施するとしている。⁽⁵⁾

また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれたかもしれないと考えている者は、親の告知がなければ出生方法を知ることはできない。しかし、厚生労働省審議会は、親の告知は義務付けられるものではないとしている。

次に、日本学術会議でも2008年に、生殖補助医療の在り方、生殖補助医療をめぐる諸問題に関して「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題—社会的合意に向けて—」と題する報告書を公表している。報告書では、生殖補助医療について議論する際には、「生まれる子の福祉を最優先すべきである」とし、これと関連付けて、子の出自を知る権利に触れている。報告書は、出自を知る権利には、子に出自を知る権利を保障すべきかどうか、

子がそれを有するとしたときに、親から子への告知がどのようになされるべきかなどの問題が存在しているとしている。⁽⁶⁾

報告書は、出自を知る権利に関しては、子の福祉を重視する観点から最大限に尊重すべきであるが、それにはまず長年行われてきたAIDの場合などについて十分検討した上で、代理懐胎の場合を判断すべきであり、今後の重要な検討課題であるとしている。⁽⁷⁾

AID児の出自を知る権利は、生殖補助医療によって生まれた子の権利として主張されているが、一方で匿名性を守りたいとする提供者や親の権利の主張もあり、両者がぶつかり合う場面が想定されるとしている。⁽⁸⁾

以上のことから次のような問題を指摘できよう。厚生労働省の報告書は、出自を知る権利を認めるとしているが何を根拠に認めるとしているのか述べていない。提供者に関する情報の内容や開示を請求できる年齢などの規制に関して述べたものである。日本学術会議の出自を知る権利は、理念として子の福祉を最優先にするとしているが、議論は今後の課題としている。つまり、厚生労働省も日本学術会議も出自を知る権利は認めるべきだとしているが、それは言葉ありきで、出自を知る権利がAID児にとって実行可能なものとなるためには、これが、憲法上の権利として保障されることが必要である。厚生労働省も日本学術会議もこの点には踏み込めていない。出自を知る権利が果たして権利であるかどうかの根拠が明確にされた上で、はじめてAID児は、出自を知る権利を権利として主張することができ、国がこの権利を保障るべきものとなる。

AID児の出自を知る権利は、どのような内容の権利を言うのか、厚生労働省は明確に定義付けていない。そこで、本稿はAID児の出自を知る権利を以下のように定義付ける。AID児の出自を知る権利は、自己の生物学上の父を知る正確な知識を獲得する権利である。つまり、自己のアイデンティティの発見と自己理解のためである。それは、自己の人格形成にとって重要な構成要素を成すものである。そこで、AID児が自己の出自を知るにはどのような方法があるのか。所彩子は、AID児の出自を知る権利は、①出生方法を知る、②出自を知る、の二つの内容で構成されていると述べている。⁽⁹⁾

そこで、問題となるのがAID児は出生方法を知らなければ出自を知ることはできない。つまり、AID児が出生方法を知るには親の告知が必要になる。しかし、親は告知の意思がない。ここにおいて、親の権利と子の権利が対立する。つまり、AID児の出自を知る権利は、親と子の問題となる。この矛盾をどのように解消するかについては、報告書では明らかでない。

以上のことから、AID児の抱えている問題や現状を解決するには、法的な論理整理が必要となる。しかし、国内でのルール作りは進んでいない。法制度の整備には、この出自を知る権利の概念の確立が必要となる。これまで、日本において出自を知る権利に関しての

判例はない。そこで、この問題を憲法問題として既に検討しているドイツの裁判所の判例を、第2章で紹介する。ドイツでは出自を知る権利に関する判例には1989年、1997年に事例がある。ドイツの判例では出自を知る権利は、基本法1条・2条を根拠に一般的人格権として出自を知る権利を認めている。

第3章では、日本においても、出自を知る権利は一般的人格権として承認される可能性について検討する。なお、ドイツの判例では子の権利（出自を知る権利）は、親の権利（人格権）と対立するが、親の権利が優位とされた。日本は、子の福祉を最優先にする考え方から、対立する権利と調整することで、子の権利（出自を知る権利）が優先するかどうかを検討したい。

第2章 ドイツにおける「出自を知る権利」の位置づけ

1 ドイツにおける「出自を知る権利」の憲法上の権利についての判例

ここで紹介する判例は、「自己の血筋を知る権利」と「婚外子の父を知る権利」について争われたものである。それぞれの権利はドイツ連邦憲法裁判所によって基本法上の権利として認められたが、これら二つの権利は本稿が検討する出自を知る権利と後に述べるように同一視し得る内容であるので、ここに紹介する。

—1989年1月31日ドイツ連邦憲法裁判所第1法廷判決—⁽¹⁰⁾

本件は、自己の血縁を知る権利と民法によるその制限の合憲性について取り扱われたものである。ドイツ連邦憲法裁判所は、自己の血筋を知る権利を人格権として根拠づけた。事案の概要は以下である。

①事案の概要

X（原告の成年女性）およびその法律上の両親は、A氏をXの真の（生物学上の）父と確信していた。このため、Xは、嫡出の否認を望み、その法律上の両親も、これを承認していた。

ドイツの家族法によれば、非嫡出子が、ある男性の嫡出子であることを認められるのは、彼が父であることを承認するか、そうであることが裁判所により確認された場合のみである（民法1600a条）。A氏が父であることを明らかにし、かつ確認しようとするならば、Xは民法1593条、1591条から導かれる、Xの母の夫への自分の法的な関係付けを処理しなければならない。

そこで、Xは、「自分が自分の母の夫の嫡出子ではない」との確認を求める訴えを提起した。民法1596条1項によれば、子が嫡出否認をなしうるのは、両親が離婚、あるいは別居しているか、特別の理由の存在する場合に限られるかかる事情が存在していないため、

Xは訴訟を提起できない。民法1596条1項によれば、誰が子の真の（生物学上の）父であるかを法的に解明する途は閉ざされている。これが、基本法1条1項、2条1項に反するのかどうかが争われた。

州高等裁判所は、Xのように、民法1596条に該当するような条件が存在せず、否認訴訟の理由を審査しえない場合、子にはいかなる否認権も認められなくなり、自己の血縁を知る子の権利が妨げられるので、Xの否認権にとって基準となる法律の違憲性が考慮されるべきであるとした。こののち、Xは、自分が嫡出子ではないとの確認を求めて、母の夫に対し、本訴を提起した。

②判決

ドイツ連邦憲法裁判所は、裁判のなかで血縁を知る権利を、基本法1条1項との結び付きにおける基本法2条1項において保障される一般的人格権と承認した。本判決で、一般的人格権としての自己の血縁を知る権利を承認した内容は次の通りである。

「人格および人間の尊厳の自由な発展の権利は、各個人に、各人がその個性を発展させかつこれを守りうるような私的な生活形成の自治的領域を保障する」。また、「個性化の要素として血縁は人格に属する。そして素性を知ることは、各人に、科学的な成果の程度とは関係なく、自分の個性の理解と発展にとっての重要な接觸点を提供する。したがって、人格権は、自分の血縁を知る権利をも含む」としている。しかし、「基本法1条1項と結び付いた2条1項は、自分の血縁についての知識入手する権利を授与するものではなく、得ることのできる情報を不適に引き渡さないことに対して保護しうるに過ぎない」⁽¹¹⁾としている。

以上のことから、ドイツ連邦憲法裁判所は、自己の血縁を知る権利を憲法上の権利として認めている。その根拠は、一般的人格権として基本法1条1項と結びついた2条1項に基づくものである、として「現行の法状態の違憲性が結論として導き出される」とした。

③まとめ

この判例は、血筋を知る権利が基本法2条を根拠に一般的人格権であることを承認した、憲法上の権利であることを明確に示したことに意義がある。つまり、判決ではドイツにおける血筋を知る権利は、一般的人格権であることを定義づけている内容になっている。しかし、この権利は、自己の血筋についての情報を獲得する請求権ではなく、入手可能な情報が渡されないことに対して保護するにすぎないとしている。

ドイツの一般的人格権の捉え方は、無名の自由権として広く人格権を認める性格のものであるが、血筋を知る権利には上記のような制限があることを見落としてはならない。

—1997年5月6日ドイツ連邦憲法裁判所第1法廷決定—⁽¹²⁾

本件は、AID児ではないが、婚外子が「婚外子の父を知る権利」と、その母の「母の人

格権」に関して争われたものである。事案の概要は以下である。

①事案の概要

本件では、婚外子である娘が、人格上及び相続上の理由から母親に対して、実の父の名前と住所を明らかにするよう求めたものである。したがって婚外子が母親に対して実の父が誰であるかを明らかにするよう請求する権利を有するかどうかという問題が争われた。

地方裁判所は、婚外子の実の父が誰であるかを明らかにする請求を認容した。その父である可能性のある男達を明らかにするよう命じた。原告の請求権は、基本法6条5項、2条1項、14条1項と結びついた民法1618a条（「両親と子は互いに援助と配慮の義務を負う」）より導き出される。

この判決に対して、母親は、実の父が誰であるかを明らかにしたくないとして、プライバシーの保護を理由に、憲法異議を申し立てた。婚外子の父を知る権利と母の人格権が対立した。

本件では、基本法1条1項と結びついた2条1項による自らの血筋を知る権利、6条5項による平等を求める権利の基本権で保護された婚外子の利益に、母の人格権が対立している。しかし、その利益は、母親の内密領域の保護を求める利益より優先する。婚外子を不利に扱うことは、一般的には避けなければならない。以上の判決に対して、母親の側は、母親の人格権が侵害されたとして、憲法異議を申し立てた。

②判決

ドイツ連邦憲法裁判所は、基本法1条1項と結びついた2条1項によって保護された申立人（母親）の私的領域を侵害したとして、母親の憲法異議を認めた。原審判決は破棄され、事案は地方裁判所に差し戻された。

ドイツ連邦憲法裁判所は、婚外子の父を知る権利の利益を母親の私的領域に対して優位としたわけではなかった。それは「互いに対立する基本権を比較衡量し、特定の形態の保護義務を実行することによって生じるかもしれない不都合な帰結を考慮することは、むしろその時々に権限を有する国家機関の任務でもある」としている。母親の人格権が侵害されたとして、母親の私的領域を保護する人格権を重視する態度を示したものである。

③まとめ

この判例は、子の人格権と母の人格権の対立であった。同じ人格権同士の対立であったが、母の私的領域が侵害されたとして子の人格権が制限された。そもそも、自己の血筋を知る権利は、自己の血筋についての知識の入手を請求する権利を与えるのではなく、情報の獲得が不当に妨げられることに対して保護されるだけであるとしている。侵害されている権利に対しては、自己の血筋を知る権利は制限を受けざるを得ない。

2 ドイツにおける「血筋を知る権利」の位置づけ

上記の二つの判例から、ドイツにおける血筋を知る権利の位置づけは以下のように言える。血筋を知る権利は、前述したように基本法1条1項と結びついた2条1項に基づく一般的人格権で、憲法上の権利として認められている。しかも、判決文では血筋を知る権利が、なぜ一般的人格権であるかの内容まで言及している。よって、この判例は重要で特に生殖補助医療における、出自を知る権利を議論する際には重要となる。

しかし、子と母の人格権同士が対立した場合、判決では、子の血筋を知る権利は母親の権利に優位に立っているわけではない。血筋を知る権利は、制限を受けている。つまり、血筋を知る権利は憲法上の権利として認められているが、無制限に認められているわけではない。つまり、そのような知識の入手を求める権利が無条件に与えられるのではなく、情報の獲得が国家機関によって不当に妨げられることに対して保護されるだけであるとしている。

なお、自己の血筋を知る権利および婚外子の父を知る権利とAID児の出自を知る権利は、共に生物学上の父を知るという内容を有するという点で同一視し得る。AID児の場合は、生物学上の父と法律上の父が異なることから生じるものである。血筋を知る権利および婚外子の父を知る権利の場合は、どちらも嫡出子でないことから生じるものである。即ち、AID児の出自を知る権利、血筋を知る権利、婚外子の父を知る権利は、生物学上の父を知るという点で同一視できるものである。

第3章 日本法における「出自を知る権利」について

1 憲法13条と「出自を知る権利」の承認の可能性

A 「出自を知る権利」と憲法上の権利

ここでは、出自を知る権利がどうあれば、人権として承認される可能性があるのかを述べる。そのためには、出自を知る権利が憲法上の権利でなければならないだろう。しかし、出自を知る権利は、憲法に列挙されていないことから、憲法13条を根拠にする「新しい人権」として捉えなければならない。そこで、憲法13条を根拠として、新しい人権が認められる場合について、その理由も含めて確認しておこう。

周知の通り、憲法13条が定める個人尊重の原理に基づく幸福追求権は、憲法に列挙されていない新しい人権の根拠となる一般的かつ包括的な権利であり、この幸福追求権によって基礎づけられる個々の権利は、裁判上の救済を受けることができる具体的権利である。また、憲法13条は、「生命、自由及び幸福追求に対する権利」という包括的な人権（基本権）を保障する条項を置いている。これは、「憲法に列挙されていない道徳的権利ないし理念的権利とも言うべき抽象的な利益が一定の段階に達したとき、それを憲法上保護さ

れる法的権利とみなす根拠となる規範、それ自体一つの権利（包括的基本権）を保障した具体的な裁判規範である。」⁽¹³⁾

このように、憲法13条は、プライバシーのような新しい人権が創成される場合、それを法的権利として正当化する憲法上の根拠を示すものと解される。⁽¹⁴⁾ そして、こうしたことが認められる条件としては、次のことが必要とされる。

「憲法上の権利と言えるかどうかは、特定の行為が個人の人格的生存の不可欠であることのほか、その行為を社会が伝統的に個人の自律的決定に委ねられたものと考えているか、その行為は多数の国民が行おうと思えば行うことができるか、行っても他人の基本権を侵害するおそれがないかなど種々の要素を考慮して慎重に決定しなければならない。」⁽¹⁵⁾

出自を知る権利が新しい人権として認められるためには、これらの条件を満たさなければならないだろう。その条件は、①個人の人格的生存の不可決であること。②その行為を社会が個人の自律的決定に委ねられたものかどうか。③その行為を行っても他人の基本権を侵害するおそれがないかどうかなどである。そこで、順を追って検討する。

先ず①について、出自を知る権利は、自己のアイデンティティの確立から人格の形成において必要不可決であると考える。②について、自己の出自を知りたいとすることは、人が生まれながらにして持っている極めて自然な現象である。例えば、特別養子制度にしても、養子が生みの親を知りたいと思えば知ることができるようになる道はある。③については、出自を知る権利は後述する通り他者のプライバシー権と衝突することが考えられる。しかし、その場合他の人権と同様に、衝突する人権との調整が可能である。したがって出自を知る権利はこの条件を満たす形であれば、新しい人権として捉えることができる。

B 「出自を知る権利」と「一般的人格権」

次に、出自を知る権利の定義は、第1章の「問題の所在」のところで述べたが、人格に関わる権利である。また、第2章ですでに述べたように、ドイツにおいて血筋を知る権利は、基本法1条・2条を法的根拠に一般的人格権であると認められている。芦部信喜は「ドイツでは、基本法1条の『人間の尊厳』不可侵の原則と2条の『人格の自由な発展の権利』に基づいて、一般的人格権が判例・学説上説かれている」⁽¹⁶⁾と述べている。そこで、日本でも、一般的人格権を根拠にして出自を知る権利を認めることができるかを検討する。

人格権とは、芦部によれば、「各人の人格に本質的な生命、身体、健康のほか、名誉、

氏名、肖像、プライバシー、自由および生活等に関する諸利益は、広く人格権と呼ばれ、私法上の権利として古くから認められてきた。人格権は、上記の諸利益のそれぞれについて個別に言われる場合と、諸利益を総称する概念として言われる場合がある。わが国では、幸福追求権を根拠として一般的人格権を認める見解は、有力説とはなっていない」⁽¹⁷⁾と述べている。

しかし、日本でも、憲法13条、25条を根拠にして一般的人格権説をとったと解する判例がある。それは、大阪空港公害訴訟の第二審判決⁽¹⁸⁾である。この判決については、次のような評価がなされている。

「大阪空港公害訴訟の第二審判決のように、『個人の生命・身体の安全、精神的自由』および『平穏、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活』に関する人格的利益と、従来から論ぜられることの多かった名誉、肖像、プライバシー等の人格的利益とを総合して人格権を構成することができるとし、憲法13条・25条がその根拠となる旨説く意見など、一般的人格権説をとったと解することもできる若干の下級審判決が注目される。」⁽¹⁹⁾

日本には、ドイツの基本法2条「人格の自由な発展の権利」のような一般的人格権を認める条文はない。日本の場合、人格権は憲法13条「幸福追求権」を法的根拠にしている。憲法13条「幸福追求権」がいかなる性質の権利かは、従来から①人格核心説、②一般的自由説、③人格的利益説の三説あるとされているが、幸福追求権の通説的見解は、人格的利益説が最も適切であるとされる。人格的利益説とは「幸福追求権が個別的基本権を包括する基本権である。その内容（構成要件）を限定し、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体と解する。」⁽²⁰⁾としている。

人格的利益に関する権利には、人格権が含まれている。人格権の典型的なものは、プライバシーや名誉などである。出自を知る権利は、人格的利益にかかわる内容であることから、プライバシー権などのように、憲法13条を根拠に人格権の一つとして捉えることができる。

さらに、幸福追求権の内容は、幸福追求権の「内実である人格的利益は、その対象法益に応じて、①生命・身体の自由、②精神活動の自由、③経済活動の自由、④人格価値そのものにまつわる権利、⑤人格的自律権（自己決定権）、⑥適正な手続的処遇をうける権利、⑦参政権的権利、⑧社会権的権利などに類型化することができる」とする佐藤幸治の見解がある。⁽²¹⁾つまり、これに従うなら出自を知る権利は、人格に関わる性質のものであるから、幸福追求権の内容である④人格価値そのものにまつわる権利である。

日本の出自を知る権利は、ドイツの判例を参照にしても、憲法13条を根拠に人格権として憲法上の権利として承認の可能性はある。しかし、この権利は制限を受けるこの点を次に検討する。

2 「出自を知る権利」と他の権利との衝突

第2章で紹介した1997年のドイツの判例では、婚外子の人格権と母の人格権が衝突している。母の求める利益は、母の私的領域及び内密領域の保護であり、それに対して、婚外子の求める利益は、自己の血筋を知る情報請求権である。この判決では婚外子の母に対する情報請求権に対して、母の私的領域を保護する人格権を重視したものである。子の権利は制限されたのである。AID児の出自を知る権利の場合、これと衝突するのは精子提供者のプライバシーと親のプライバシーである。そこで、調整が必要になる。

この点に関連して、所彩子は、精子提供者のプライバシーを保護するには、精子提供者情報へのアクセスに対して同意した者からのみ精子の提供を受けるとすれば、可能としている。⁽²²⁾ しかし、出自を知る権利を優先しようとすると、親のプライバシーを侵害するおそれがあるが、この問題に対する解決策までは言及していない。

AID児の権利と親の権利の対立は、換言すると、AID児の出自を知る権利と親のプライバシー権の対立である。いずれも憲法13条を法的根拠にしている。AID児の親のプライバシー権は、何を守るべき内容としているのか。それは、AIDの秘匿、つまり、父の不妊の秘匿と家族の平和の維持である。AID児が遺伝上の父と法律上の父が違うことに疑問を抱いた場合、父子関係の崩壊などの恐れを懸念することから秘匿にしたいとするものである。

親の権利とAID児の権利が争われても、ドイツのケースのように親の権利が優位になると考えられる。それは、出自を知ることは、自己のアイデンティティの確立および人格形成を成す重要な要因の一つではあるが、家族の平和も重要なことであるからである。AID児も家族構成を成す要員の一員である。憲法24条「家族生活における個人の尊厳と両性的平等」からも言える。つまり、家族もAID児も個人を尊重するならば、協力して家庭生活を平和に維持しなければならないだろう。家族の平和が維持できないとなれば、出自を知る権利は制限されることもあると考えられる。出自を知る権利を優先しようとすると、親のプライバシーを侵害する恐れがある。また、遺伝上の父と法律上の父が違うことに対して疑問を抱かないAID児にまで、出自を知らせることは、一般的には家族を混乱させると考えられる。

こういったことから、AID児の出自を知る権利は、対立する親の権利に対して、常に優先されるわけではないことを認識しなければならない。つまり、出自を知る権利は、家族の平和や親のプライバシーの権利の前では弱いのである。今日まで精子提供者は匿名で行

わってきた背景には、取りも直さず家族の平和や親の利益が優先されてきたものと考える。

しかも、親が告知をすることは期待できない。AID児が、自らの出生方法を知るには親の告知が必要になる。さらに、家庭内のことにつき法が介入することは極力控えなければならないとされている。親に、告知を義務づけることはできない。そうなると、出自を知る権利が権利として認められたとしても、親の告知が期待できない以上、出自を知る権利の実現の可能性は難しい。今日において、子の福祉や利益を社会政策の優先課題であるとする厚生労働省審議会や日本学術会議の立場は広く認められているところではあるが、現実には子の権利である出自を知る権利が他の権利（特に親の権利）より優位に扱うことは困難である。

そこで、AID児の出自を知る権利を実現させるには、何らかの方法が必要になる。一つには、AIDを実施する前のルールを作り、規制を設けることである。それは、親が子に告知をしないならばAIDは実施されるべきでないなどの条件付きでAIDを実施するといったものである。そうであれば、出自を知る権利が実現可能になると考えられる。しかし、こういったルールはAID実施の歯止めになると考えられる。これには、親の子を産む権利を制約することにつながるという批判もある。しかし、子の福祉や利益を最優先のものとする考え方を実現するためには、親の権利の制限は正当化されよう。

なお、この条件付きのAIDには、次のような難点もある。つまり、このAIDは、AIDを実施した親に対して一律に告知義務を課すことになるので、自身がAID児であるとの疑いを持っていなかった子にまでも、その事実を知らせることになるという点である。AIDを実施する親にはこうした可能性までも念頭において、AIDを実施することが求められる。そのためには、AIDを実施する親に、事前にAIDに関する情報を十分理解させる機会が国の責任で設けられなければならないであろう。

おわりに

AID児のかかえている問題や現状を解決するには法的な理論整理が必要であるとして、AID児の出自を知る権利が承認されるかどうかを検討してきた。ドイツでは血筋を知る権利が一般的人格権として承認されている。ドイツの判例を参考にして、日本でも出自を知る権利が憲法上の権利として承認されるかどうか検討した。その結果、日本は憲法13条を根拠に人格権として承認される可能性を得た。しかし、対立する親の権利を前にすると、制限されることが解った。そこで、出自を知る権利が実現可能となるためにルール作りが必要となる。そうすることでAID児の当事者の声に応えられることができる。厚生労働省などの機関では、子の福祉を優先すると掲げているが、現状では実現不可能であることを認識すべきであり、ルール作りを急ぐことが重要である。

具体的には出自を知る権利の必要性を啓蒙することである。AID児誕生後も、カウンセラー等が親に時間をかけて真実告知の意義を理解させる教育を国の責任で行うことである。その上で親はAID児に出生方法を告知する。もちろんAID児の出自を知る権利をインフォームド・コンセントで了解した親だけがAIDを実施できるなど条件付きのルールを作つておくことが前提である。

そのため、生殖補助医療を受ける側は、AIDを実施する場合、慎重な決断が必要になる。親のプライバシー権の保障がなされない場合がある。子どもの人権が保障されるには、親の意識（子に告知しないのであれば、AIDは実施すべきでないという覚悟が必要である）が重要である。このような法制度が整えられた場合、生殖補助医療に対する歯止め（告知が義務づけられるならばAIDは受けない）になることもある。親は慎重な選択（告知するかしないか、告知しないのであればAIDは選択すべきでない）が迫られる。そのために、AIDの実施が減少したとしても、AID児の人格に関わることであるから、止むを得ない事態なのである。

註

- (1) 朝日新聞 2009年6月2日「父以外の人工授精で生まれた子」。
- (2) 朝日新聞 2010年3月12日「父以外の人工授精で生まれた子」。
- (3) 厚生科学審議会生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」平成15年4月28日。
- (4) 同上。
- (5) 同上。
- (6) 日本学術会議、生殖補助医療の在り方検討委員会「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題—社会的合意に向けて—」平成20年4月8日。
- (7) 同上。
- (8) 同上。
- (9) 所彩子「『AID児の自己の出自を知る権利』について—憲法上の権利と構成する必要性—」法政法学 第25号 2000年 83頁。
- (10) 光田督良「自己の出自を知る権利と子による嫡出の否認」『ドイツの憲法判例Ⅱ（第2版）』信山社 2006年 36~41頁。 BVerfGE 79,pp.256-274, Urteil des Ersten Senats vom 31.Januar 1989 aufgrund der mundlichen.
- (11) 光田・前掲注10 37頁。
- (12) 押久保倫夫「婚外子の父を知る権利と母の人格権」『ドイツの憲法判例Ⅲ』信山社 2008年 43~50頁。 BVerfGE 96,pp.56-66, Beschluss des Ersten Senats vom 6.Mai 1997.
- (13) 芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』有斐閣 2008年 328~329頁。
- (14) 同上 60頁。
- (15) 芦部信喜『憲法（第5版）』岩波書店 2011年 120~121頁。
- (16) 芦部・前掲注13 359頁。
- (17) 同上 359頁。
- (18) 大阪高判昭和50・11・27 判時797号36頁。
- (19) 芦部・前掲注13 359~360頁。
- (20) 芦部・前掲注13 344頁。
- (21) 佐藤幸治『憲法（第3版）』青林書院 1995年 449頁。
- (22) 所・前掲注9 109頁。